

要 望 書

厚生労働大臣 長 妻 昭 様

平成 21 年 12 月 1 日
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
理事長 副 島 宏 克

日頃より、知的障害のある人を持つ家族と本人の団体である本会に対して、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。私たちは、知的障害のある人たちが地域において、障害の重さにかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもとで豊かなくらしが実現できることを願っています。

私たちは、このたびの新政権の誕生により、我が国の障害者施策全般が見直され、その制度改革が推進されることについて大きな期待をもっています。一方、様々な問題や課題にも直面しています。つきましては、本会として次のとおり要望いたしますので、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 先ずは、混乱や停滞を招くことのないような施策を講じてください。

現在、障害者自立支援法の制度の中で、現に、手続きを行い、様々なサービスを利用している人たちがいます。また、すでに半数近くの事業所は同法の新体系サービスへ移行している一方、移行を準備している事業所もあり、それら利用者や事業者への様々な助成措置等も行われています。これらの現状を踏まえ、先ずは、現場に混乱や停滞のないよう次のような施策を講じてください。

- 新体系サービスへの移行を、現行法に基づき平成 23 年度を限度として引き続き進めてください。
- 利用者や事業者に対する現行の特別対策基金事業による助成措置等を平成 23 年度まで継続してください。

2. 当面の問題を解消するため、次のとおり現行法を改正してください。

- 現在の負担軽減措置を恒久化し、応能負担を原則としてください。
- グループホーム・ケアホームは、地域での欠かすことができない暮らしの場となっています。現在、重い負担となっている家賃等について、その負担を軽減する助成制度を創設してください。
- 地域生活において重要な移動支援を個別給付にしてください。
- 障害種別にかかわらず身近な障害児施設を利用できるようにするとともに、障害児施設等の発達支援の専門スタッフが保育所等を訪問し、支援する仕組みを作ってください。また、放課後等デイサービス事業を制度化してください。
- 市町村での相談支援センターの設置を促進し、地域で不足する相談支援体制を強化するとともに、サービス利用計画案(ケアマネジメント)を支給決定に反映できる仕組みを作ってください。また、自立支援協議会を法定化し、サービスの調整やサービス基盤の整備を推進してください。

3. 障害者虐待防止法を早期に制定してください。

知的障害のある人への虐待事件は、毎年何処かで発生しています。知的障害のある人たちは、その障害により、自らの身を守ったり、被害を訴えたりすることが苦手です。

現在、知的障害のある人は、年齢層も広く人生のさまざまな場面において虐待のリスクにさらされ、被害が潜在化している可能性があります。是非とも、それらの人のために、虐待を予防するとともに、被害から救済する仕組みが必要です。ついては、障害者虐待防止法を一刻も早く制定していただきますようお願い申し上げます。

4. 国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律を早期に制定してください。

知的障害のある人たちの地域の働く場となっている小規模作業所や就労継続支援B型事業所等での平均工賃は、現在、約 12,000 円にも満たないものであり、多くの人たちが、この工賃と障害基礎年金2級(約 66,000 円)が唯一の収入となっています。これでは、自立した地域生活を送っていくことはできません。

ついては、小規模作業所等の利用者の安定した仕事を確保し、工賃の改善につながる、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を早期に制定してください。

5. 所得保障を充実してください。

現在、地域で暮らす知的障害のある人たちの所得保障が甚だ不十分です。特に、多くを占める低所得の人たちは、既述したように、障害基礎年金と僅かな工賃が主たる収入であり、日々の生活に不安を抱えています。ついては、現行の障害基礎年金を生活保護費並みに増額してください。

6. 地域の重要な住まいであるグループホーム・ケアホームの設置を促進してください。

知的障害のある人たちの地域生活において、重要な住まいとなっているグループホーム・ケアホームの設置促進のため、施設整備費等を十分確保してください。また、現在、設置を困難にしている建築基準法並びに消防法について、施設ではなく居住の場としての実態に即した規制緩和を図ってください。

7. 利用者の選択権を保障し、生活の質の向上につながる報酬の日額制を基本としてください。

障害福祉サービスに係る報酬の日額制が導入されたことにより、通所系サービスの利用者が、日によってサービスを選択することができることや入所施設やグループホーム利用者の帰省時等に他のサービスを利用できるという、様々な暮らし方が可能となる仕組みとなりました。現在、複数のサービスを利用する人たちが少ないという現状がありますが、それは、サービス基盤や相談支援、ケアマネジメント体制が地域に整備されてないことが大きな要因と考えます。

一方、事業者の収入の問題と日額制を安易に結びつけるべきではなく、まずは、報酬単価そのものに注目すべきであり、収入の問題と日額制を分けて考える必要があると考えます。

よって、日額制は、利用者の選択権を保障し、生活の質を向上させる仕組みと考えますので、利用者の視点からその重要性を認識し、報酬は日額制を基本としてください。

8. 安定かつ質の高い福祉サービスが提供される報酬単価を確保してください。

事業者が安定かつ質の高い福祉サービスが提供できるとともに、サービスの質が反映される報酬単価を確保してください。また、基金事業による福祉・介護人材の処遇改善対策について、平成24年度以降は報酬単価に組み込むなど恒久化してください。

9. 地域生活支援事業の推進・強化するため統合補助金を大幅に増額してください。

それぞれの地域が実情に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業は、地域福祉を推進する上で大切な事業といえますが、むしろ、その財政状況や取組みの姿勢によって地域間格差が生じています。地域生活支援事業を推進し、地域間格差を是正するため、統合補助金を大幅に増額してください。特に、地域活動支援センターや日中一時支援事業を充実・強化してください。

10. 相談支援事業の充実のため、人員配置の強化と財源を確保してください。

知的障害のある人たちは、自ら各種サービスの利用の仕方を判断したり、単一サービスの利用であっても、その適否や変更の必要性、新たなニーズの発生などを自ら判断し、調整することが難しい状況にあります。これらのケアマネジメントを含めた相談支援体制は、知的障害のある人たちにとって欠くことのできないものです。ついては、相談支援事業の充実のため、人員配置の強化と財源を確保してください。

11. 小規模作業所への支援策を強化してください。

小規模作業所は、知的障害のある人たちにとって、身近な地域での活動や働く場として重要な役割を果たしてきましたが、法定のサービス体系への移行が困難な作業所があります。ついては、これまでの特例交付金や移行促進事業、通所系事業の定員要件の緩和などの支援策をさらに強化してください。

12. 子ども手当の創設により障害者控除並びに特別障害者控除が廃止された場合は、それに代わる支援策を障害者世帯に講じてください。

地域社会で家族と同居する知的障害のある人たちには、一般就労が困難で、福祉的就労等による僅かな工賃と障害基礎年金を主たる収入とする人たちが多く、知的障害のある人をもつ家族が、家計を支えている現状があります。

これらの家族にとって、現行の障害者控除並びに特別障害者控除は、重要な経済的支援となってきました。今般の子ども手当創設に伴い扶養控除の障害者控除並びに特別障害者控除を廃止することは、障害のある人をもつ家族にその負担を強いることになり、我が国が進める知的障害者の地域生活や共生社会を阻害するものと考えます。ついては、これらの控除の廃止に際しては、それに代わる同等の経済的支援策を講じてください。

13. 「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置してください。

現在、今後の障害者施策について、「障がい者制度改革推進本部」を中心に本格的な検討が重ねられるものと思われますが、多くの課題が山積しており、速やかに同本部を設置してください。また、同本部の設置に伴う委員会等における検討の場に、障害者団体を積極的に参画させていただけるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。同時に、政府与党内にも広く情報交換や様々な課題について議論できる場を設けていただきますようご配慮をお願い申し上げます。